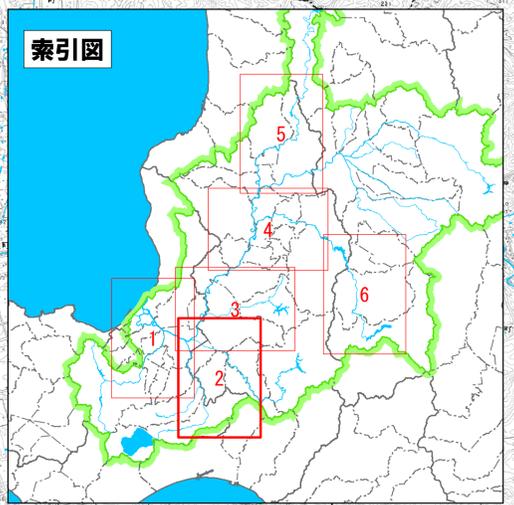
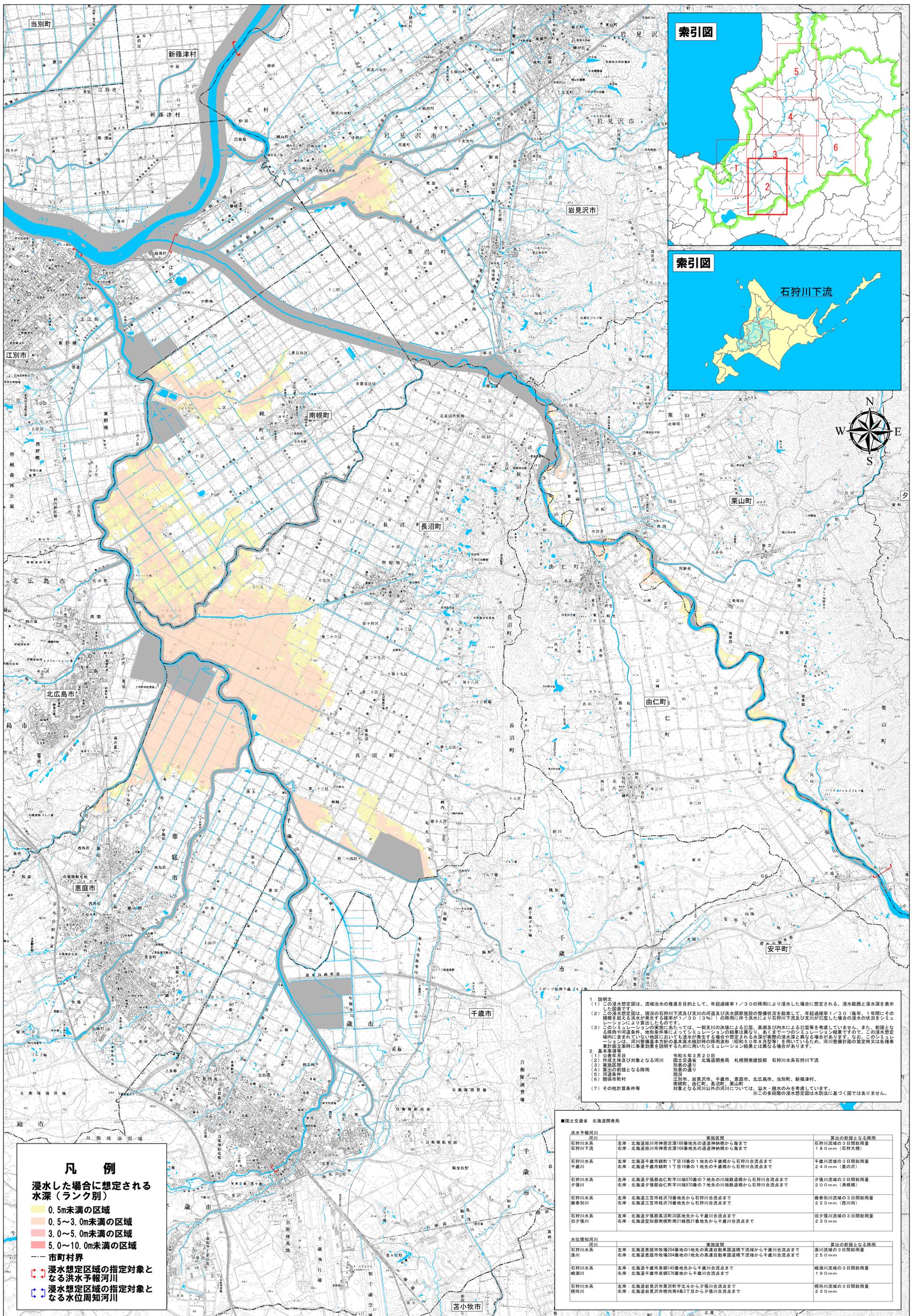


石狩川水系石狩川下流（本川・支川重ね図）国管理河川の浸水想定図（1/30規模降雨）【現況河道】No2



1. 説明文の浸水想定図は、流域治水の推進を目的として、年超過確率1/30の降雨により浸水した場合に想定される、浸水範囲と浸水深を表示した図面です。
 2. この浸水想定図は、現況の石狩川下流及び支川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、年超過確率1/30（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30（3%））の降雨に伴う洪水により石狩川下流及び支川が氾濫した場合の浸水の状況を示すシミュレーションにより算出したものです。
 3. このシミュレーションの算出にあたっては、一部支川の決壊による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。また、前提となる降雨や河道条件、地形条件等によってシミュレーションの結果は異なり、あくまで一つのシミュレーション結果ですので、この浸水想定図内に含まれていない地区においても浸水が発生する場合はあると想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。なお、このシミュレーションは、河川整備基本方針の洪水発生確率の算定結果（現時点での算定結果）を用いているため、河川整備計画の策定又は各種事業計画立案時に事業効果を説明するために用いたシミュレーション結果とは異なる場合があります。
2. 基本事項
- (1) 公表年月日 令和5年3月20日
 - (2) 作成主体及び対象となる河川 国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部 石狩川水系石狩川下流
 - (3) 対象となる河川 別表の通り
 - (4) 算出の前提となる降雨 別表の通り
 - (5) 河道条件 現況
 - (6) 河川敷町村 江別市、岩見沢市、千歳市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町
 - (7) その他計算条件等 対象となる河川以外の河川については、溢水・越水のみを考慮しています。 ※この多段階の浸水想定図は水防法に基づく図ではありません。

凡例

浸水した場合に想定される水深（ランク別）

- 0.5m未満の区域
- 0.5～3.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 5.0～10.0m未満の区域

--- 市町村界

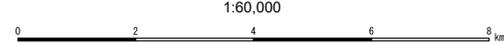
浸水想定区域の指定対象となる洪水予報河川

浸水想定区域の指定対象となる水位周知河川

■国土交通省 北海道開発局

| 洪水予報河川 | 実施区域 | 算出の前提となる降雨 |
|-------------|---|--------------------------------|
| 石狩川水系 石狩川下流 | 左岸：北海道旭川市神居古潭166番地先の道庁神居橋から海まで 右岸：北海道旭川市神居古潭166番地先の道庁神居橋から海まで | 石狩川流域の3日間総降雨量 18.0mm（石狩大橋） |
| 石狩川水系 千歳川 | 左岸：北海道千歳市鎮西1丁目19番の1地先の千歳橋から石狩川合流点まで 右岸：北海道千歳市鎮西1丁目19番の1地先の千歳橋から石狩川合流点まで | 千歳川流域の3日間総降雨量 2.40mm（美の沢） |
| 石狩川水系 夕張川 | 左岸：北海道夕張市由仁町字川端870番の7地先の川端橋から石狩川合流点まで 右岸：北海道夕張市由仁町字川端870番の7地先の川端橋から石狩川合流点まで | 夕張川流域の3日間総降雨量 2.00mm（清根橋） |
| 石狩川水系 豊春別川 | 左岸：北海道三笠市桂沢78番地先から石狩川合流点まで 右岸：北海道三笠市桂沢78番地先から石狩川合流点まで | 豊春別川流域の3日間総降雨量 2.40mm（西川内） |
| 石狩川水系 旧夕張川 | 左岸：北海道夕張市長沼町30地先から千歳川合流点まで 右岸：北海道夕張市長沼町21番21番地先から千歳川合流点まで | 旧夕張川流域の3日間総降雨量 2.30mm |
| 水位周知河川 滝川 | 実施区域 左岸：北海道恵庭市牧場204番地の1地先の高速自動車道橋下流橋から千歳川合流点まで 右岸：北海道恵庭市牧場204番地の1地先の高速自動車道橋下流橋から千歳川合流点まで | 算出の前提となる降雨 滝川流域の3日間総降雨量 2.50mm |
| 石狩川水系 鶴巻川 | 左岸：北海道千歳市美郷145番地先から千歳川合流点まで 右岸：北海道千歳市美郷145番地先から千歳川合流点まで | 鶴巻川流域の3日間総降雨量 1.90mm |
| 石狩川水系 横川川 | 左岸：北海道岩見沢市栗沢町北斗から夕張川合流点まで 右岸：北海道岩見沢市横川町4条3丁目から夕張川合流点まで | 横川川流域の3日間総降雨量 2.30mm |

1:60,000



「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 3JHf 553」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」